

総務企画課税務係

からのお知らせ

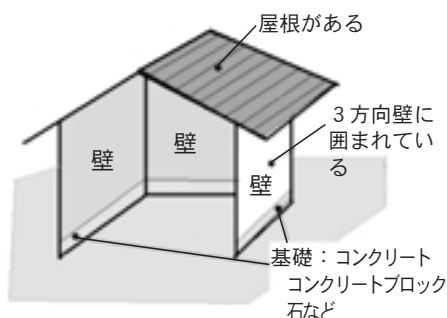
建物の新築・増築 取り壊しの際は 必ず届け出を！

新築・増築について

建物を新築されたり、建て増しされた時は、県民税の『不動産取得税』の算出と『固定資産税』課税台帳に登録するために家屋の調査を行います。

調査の対象となる建物は、面積の大小にかかわらず、次の条件を満たすものになります。

- ①屋根が有る。
- ②基礎が有り、三方向以上を壁で囲われている。
- ③居住用、作業用、貯蔵用等の家屋の用途を満たしている。



主に次のような建物が対象となります。

- ◎居住用の建物。
- ◎事務所、工場用建物。
- ◎農機具庫や車庫。
- ◎園芸・農耕用の温床施設。

(ビニルハウスは除く)

平成十八年中に新築・増築されたものや、近年建てられてから家屋調査がお済みでない建物がございましたら、役場総務企画課までご連絡をお願い致します。(建物を登記されている場合は、ご連絡いただかなくても結構です。)

後日、家屋調査の日程について、ご相談の上、調整させていただきます。職員が調査にお伺いします。その際は、お立ち会いのうえ、既に使用されている建物に立ち入らせいただき計測等の作業を行うことになります。作業時間は、建物の大きさや形によって変わりますが、約一時間程度掛かりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

【準備していただく書類等】

- ①建築工事の図面
(図面が有れば調査時間が短縮できます。)
- ②工事見積書・領収書等
(建築費・設備費等が確認出来るもの。)

これらの書類が無い場合は、調査当日に建築内容等を直接お聞きいたしますのでよろしくお願い致します。

建物の滅失届けについて

届けの提出が無いと

固定資産税が掛かり続ける 場合があります。

建物を新築、建て増し等のためや、老朽化等で建物を一部又は、全部取り壊された時は、必ず滅失の届けを提出してください。

『家屋の滅失届出書』は、役場総務企画課に有ります。届出が無い場合は、課税対象として台帳から削除されず残ることになります。現在、どの家屋が課税対象になっているかは、五月中にお届けいたしました『課税資産明細書』でご確認ください。ご不明な点がございましたら職員が現地の確認にお伺い致しますので、お気軽にお申し付けください。

平成十八年中の家屋滅失届けの受付期限は、平成十八年十二月二十七日です。

※ご注意

家屋の調査を受けられていない場合、財産の相続・贈与や売買等の譲渡の際、登記手続きに必要な固定資産評価証明書の発行ができないのでご注意ください。

※不動産取得税は、土地・建物を取得した日から六十日以内に津山市の岡山県美作県民局へ申告しなければならなくなっています。

【お問い合わせ先】

☆家屋の調査、固定資産税について
役場総務企画課税務係

TEL (0868)・79・2111

☆不動産取得税について

岡山県美作県民局税務部

不動産取得税課

〒708-8506

津山市山下53

TEL (0868)・23・1273

【軽自動車税のおしらせ】

再らなくなった原付バイク

農機具は廃車処理が必要です。

軽自動車税は、毎年四月一日現在の原動機付自転車・軽自動車・小型特殊車二輪の小型車の所有者に対して課せられる税金です。月割課税制度が無いので四月二日以降に譲渡や廃車をして、年税額を全額納めていただくようになります。また、動かなくなつて、そのまま放置していたり、盗難に遭い警察へ届けた後に廃車手続きをしていない場合やナンバープレートを返却せずに廃棄した場合など、廃車手続きをしない限り、軽自動車税が毎年課税される事となります。必ず廃車手続きを行って下さい。来年度へ向けて再確認をお願い致します。

詳しくは、役場総務企画までお気軽にご相談ください。